

文京区生活困窮者等自立相談支援事業実施要綱

平成27年2月27日26文福生第2473号

令和3年9月15日2021文福生第1655号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を区が実施するに当たって、法及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(自立相談支援機関の設置)

第2条 区は、自立相談支援事業の実施機関として、文京区自立相談支援機関（以下「自立相談支援機関」という。）を設置する。

(事業の内容)

第3条 区が実施する法第3条第2項に規定する自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 法第3条第1項に規定する生活困窮者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。以下「生活困窮者」という。）に対して行う次に掲げる事項

ア 生活困窮者の状況及び課題を踏まえた支援の種類、内容等を記載した施行規則第2条に規定する自立支援計画（以下「支援プラン」という。）を策定すること。

イ 支援プランに基づく支援を提供すること。

ウ 自立相談支援機関以外の者が提供する支援が適切に行われるよう、関係機関及び関係者との調整及び連携を図ること。

エ 支援プランに基づく支援の効果を評価し、及び確認すること。

(2) 生活困窮者の支援を通じて行う地域づくりであって次に掲げる事項

ア 生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関及び関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げること。

イ 生活困窮者の支援に当たり、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、

社会資源が不足している場合は、新たに開発を行うこと。

(関係事業等)

第4条 自立相談支援事業の実施に当たり、区長が必要があると認めるときは、当該自立相談支援事業の他に次に掲げる事業を実施するものとする。この場合において、区長は、自立相談支援事業以外の事業を行うこと、当該事業に個人情報を利用すること等について当該生活困窮者から同意を得なければならない。

- (1) 法第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給事業
- (2) 法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業
- (3) 法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業
- (4) 法第3条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- (5) 法第3条第7項に規定する子どもの学習・生活支援事業
- (6) 生活福祉資金の貸付けについて（平成21年7月28日付厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知）による生活福祉資金貸付事業
- (7) 東京都社会福祉協議会が受験生チャレンジ支援貸付事業実施要綱（27福保生第722号）により実施する受験生チャレンジ支援貸付事業
- (8) 公共職業安定所が実施する生活保護法による保護を受けている者等の就労の自立を促進し、及び支援する事業
- (9) 前各号に掲げるもののほか、生活困窮者の自立を促進するために区長が必要と認める公的事業等

2 自立相談支援事業は、必要に応じて次に掲げる者と連携しながら実施するものとする。

- (1) 公共職業安定所
- (2) 区長が相当と認める民間企業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が相当と認める者

(対象者)

第5条 自立相談支援事業を利用することができる者は、区の区域内に居住する生活困窮者であって、自立相談支援事業による支援が必要と認められるものとする。

(申込み)

第6条 自立相談支援事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、相談受付・申込票（別記様式第1号）を区長に提出するものとする。

(アセスメント)

第7条 前条の規定による提出があったときは、区長は、当該申込者について、アセスメント（申込者の置かれている状況及び就労の意思の聴き取り、申込者が抱える課題を把握することをいう。以下同じ。）を行い、必要に応じてインタビュー・アセスメントシート（別記様式第2号）を作成するものとする。

(支援プランの案の作成)

第8条 区長は、アセスメントを行った結果、申込者について自立相談支援事業による支援及び支援プランの策定が必要であると認めるときは、当該アセスメントを行った日からおおむね6月以内に支援プランの案を作成し、その内容について申込者の同意を得るとともに、支援プラン兼事業等利用申込書（別記様式第3号）の提出を受けるものとする。

2 前項の支援プランの案には、アセスメントの結果を基に、支援の方針、達成すべき目標、第3条各号及び第4条第1項各号に掲げる事業のうち申込者による利用を認めるもの、同条第2項各号に掲げる者との連携の内容その他の必要な事項を記載するものとする。

(支援プランの策定)

第9条 区長は、支援プランの案の内容について、前条第1項の規定により申込者の同意を得たときは、別に定めるところにより設置する文京区生活困窮者等自立相談支援事業支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）に諮り、その意見を聴いて支援プランを策定するものとする。

2 区長は、前項の規定により支援プランを策定したときは、申込者に対し、支援プラン決定通知書（別記様式第4号）を送付するものとする。

(支援期間)

第10条 前条第1項の規定により策定した支援プランには、自立相談支援事業による支援を行う期間（以下「支援期間」という。）を定めるものとする。

2 区長は、支援期間を延長する必要があると認めるときは、新たに支援プランを策定するものとする。

(経過の記録)

第11条 区長は、申込者に対して自立相談支援事業による支援を行ったときは、その経過を支援経過記録シート（別記様式第5号）及び自立相談支援事業利用申込一

覧（別記様式第6号）に記録するものとする。

（モニタリング）

第12条 区長は、自立相談支援事業による支援の開始から一定期間が経過した時期にモニタリング（目標の達成状況の確認並びに申込者の置かれた状況及び残された課題の把握を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 区長は、前項の規定によるモニタリングの結果、支援プランを修正する必要があると認めたときは、改めてアセスメントを行い、当該支援プランを修正するものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の規定により支援プランを修正する場合に準用する。

（評価）

第13条 区長は、支援期間が満了したときは、評価シート（別記様式第7号）を作成し、支援調整会議に諮り、その意見を聴いて、評価（自立相談支援事業による支援の終了の可否の判断を行うことをいう。次項において同じ。）を行うものとする。

2 区長は、前項の評価の結果、自立相談支援事業による支援を継続する必要があると認めたときは、改めてアセスメントを行い、支援プランの案を作成するものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の規定により支援プランの案を作成する場合に準用する。

（支援の中止）

第14条 区長は、次に掲げる事由があるときは、自立相談支援事業による支援を中止することができるものとする。

(1) 申込者が自立相談支援事業の利用を一時辞退する旨を申し出たとき。

(2) 申込者の言動により他人に著しく迷惑が及んでいるとき。

(3) 自立相談支援事業による支援を継続することが困難となる事情が生じたとき。

2 区長は、前項第2号又は第3号の規定により自立相談支援事業による支援を中止するときは、あらかじめ支援調整会議に諮り、その意見を聴くものとする。

3 区長は、第1項の規定により自立相談支援事業による支援を中止したときは、支援調整会議に中止に至った要因の分析をさせるものとする。

（支援の終了）

第15条 区長は、次に掲げる場合に該当するときは、自立相談支援事業による支援を終了するものとする。

(1) 区の区域外に転居したとき。

(2) 申込者が生活保護を受給することになったとき。

(3) 支援調整会議に諮り、その意見を聴いて自立相談支援事業による支援を行う必要がなくなったと認めた場合において、その終了について申込者の同意を得たとき。

(4) 前3項のほか、区長が自立相談支援事業を終了する必要があると認めたとき。

2 区長は、前項の規定により自立相談支援事業による支援を終了したときは、当該支援を受けていた者について、第4条第2項各号に掲げる者への引継ぎその他の援助を行うものとする。

(個人情報保護)

第16条 区長は、法第5条第2項の規定により自立相談支援事業を委託した事業者に対し、自立相談支援事業の実施に当たっては個人情報を適切に取り扱うよう指導するものとする。

2 区長は、第6条の規定による申込者の提出に際して、自立相談支援事業における個人情報に関する管理及び特記事項（別記様式第8号）を提示し、その内容について当該申込者から同意を得るものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。